

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和八年二月二十日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
農事組合法人アグリ 大泉	桜井市	桜井市大字大泉九九番一、一〇〇番、四一六番一、九六一番及び一〇〇九番
南 明伸	桜井市	桜井市大字巻野内九二番、九五番、九六番、一九九番三、二五一番、二五二番、三七八番及び三七九番
森本 信夫	桜井市	桜井市大字山田六〇〇番一及び二一八三番
細田 周作	桜井市	桜井市大字笠四六八八番

二 認可年月日

令和八年二月十日